

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

1 日時 平成26年9月19日（金）18:58～19:19

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

委員 工藤 和美 シーラカンスK&H株式会社代表取締役
東洋大学理工学部建築学科教授

委員 坂村 健 東京大学大学院情報学環・学際情報学府教授

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<提案者>

高野 祐次 墨田区企画経営室長

岩瀬 均 墨田区企画経営室政策担当課長

星野 優 墨田区企画経営室政策担当

<事務局>

松藤 保孝 内閣府地域活性化推進室参事官

宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官

（議事次第）

1 開会

2 議事 個店誘致・事業継承促進のための固定資産税等優遇等

3 閉会

○松藤参事官 それでは、墨田区さんに来ていただいておりまして、個店誘致、事業承継促進のための固定資産税等優遇等についてヒアリングをさせていただきたいと思います。

企画経営室の高野室長様ほかの方々がいらっしゃっています。

では、原委員、よろしくお願ひいたします。

○原委員 どうもありがとうございます。よろしくお願ひします。

公開とかは。

○松藤参事官 この議事録、資料は原則公開しておりますが。

○高野室長 大丈夫でございます。

○原委員 では、10分かそこらぐらいで御説明をいただきまして。

○高野室長 墨田区でございます。よろしくお願ひします。

それでは、約10分程度お時間をいただきまして、墨田区の提案について御説明を申し上げます。

パワーントの資料に沿って御説明申し上げます。

2ページ、まず「墨田区の特徴」でございます。

右下の地図にございますように、東京23区の東部に位置しております、隅田川、荒川、旧中川等に囲まれた「水辺のまち」でございます。面積は13.75平方キロメートル。

主要駅は錦糸町、両国、押上駅でございます。この押上に平成24年5月にスカイツリーが開業いたしまして、先般も報道されておりましたが、2年3ヶ月で約1億人の来街者があったということで、これを機に、墨田区としては観光に取り組んでいるところでございます。

人口でございます。25万7,300人というのが、9月現在でございまして、これは平成12年に比べて、14年間で4万2,000人増えており、依然として増加傾向にございます。

区の目下の重要施策、いろいろございますが、2点に絞って御説明申し上げますと、東京スカイツリーを起爆剤にした国際観光都市づくりが1点目。2点目は、現在、スカイツリーから歩いて10分程度のところに大学誘致のための用地を確保して、誘致活動を進めており、大学を核としたグローバル教育都市を目指して進めているところでございます。

したがいまして、東京都さんがグローバルイノベーション特区という特区の指定をいただいた関係で、その中の墨田区も地域指定を受けて、メニューを活用して、国際観光都市、グローバル教育都市づくりを進めていきたいと考えております。それにあわせて、もちろん区の行政施策も活用しながら、今回、さらに区の独自の提案として3点提案をさせていただくものでございます。

墨田区は、機械金属、ファッショング関連、印刷産業等さまざまな業種が集積する製造業のまち、ものづくりのまちなのです。歴史がございます。このものづくりを生かして、ものづくりと観光の連携による相乗効果、大学にものづくりの場を実学の場として活用してもらう。そして、それによる産業の活性化を図っていこうということを実現するための3つの提案でございます。

具体的な提案について、3ページから御説明を申し上げます。

3ページ目、まず、大きな1点目として「産業振興に向けた『固定資産税等の優遇措置』」ということで、その中の「事業承継の促進」についてでございます。

先ほどものづくりのまちと申し上げましたが、工場数は御多分に漏れず減少の一途をたどっております、約40年ほど前に9,703と、1万近い工場があったものが、平成23年には2,802まで減少しているということでございます。

その中で、廃業の意向が高いということで、近年の調査におきましても、ここにございますように、約3,000社のうち556社が廃業意向があるということで、私どもがものづくりのまちを継承していくためには製造業者の事業承継を支援する仕組みづくりを今、進めているところでございます。

具体的には、3ページの「墨田区の取組」にございますように、地域内事業承継支援事業というのを、平成26年度、今年度から本格着手してございます。後継者がいないことによって廃業を予定しているような事業者が、ものづくりの資産を地域内の事業者に承継するというものでございます。親族に承継するとかというのは承継としてはよくあるのですが、地域内の事業者に承継する仕組みを地域としてつくっていこうというのが大きな特徴です。

M&Aや取引先の承継、技術・人材の承継、工場・設備の承継というのが1つの大きな方向性でございます。

具体的に、手法としては、事業承継の協力支援機関、独立行政法人中小企業基盤整備機構、東京都中小企業振興公社、地域の経済団体であります商工会議所墨田支部、金融機関等々が連携して支援策を実施していく、マッチングをしていこうということを進めているものでございます。

3ページ左側にありますように、本区が実施した調査で、「1年以内に廃業」、「5年以内に廃業を検討している」と回答した約130社を今、対象として、企業を回って、いろいろな相談に乗ってマッチングを進めていこうと検討しております。

こういうことに対しまして、4ページ「墨田区の提案内容」としては、こういう事業を促進するための事業者に対するインセンティブを付与することとして、以下のような税制優遇を行っていただきたいということが一点目の提案でございます。

その内容としては、1つ目として、4ページ左側でございますが「廃業する企業の固定資産（土地・建物等）を譲り受け、引き続きものづくり関連の用途で活用する場合に、譲り受けた当該資産に係る固定資産税の額を一定期間減額する」というものでございます。

これは、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例というのがございますが、これを事業用地にした場合にも適用していただけないかということでございます。

○原委員 ごめんなさい。住宅用地についてというのはどんなものがあるのでしょうか。
○高野室長 住宅用地について、現在、地方税法の349条の3の2で、基本的には評価額の3分の1減額という優遇税制があります。そして、200平米以下の小規模宅地については6分の1という減額の措置があるのです。

○原委員 それは承継した場合。

○高野室長 これは住宅として活用した場合です。

ところが、そういうことがあるもので、事業者が廃業をした場合に、どうしても住宅に転用されてしまうのです。それを事業用地に活用した場合でも住宅と同じ優遇措置が受けられるようにすることで、廃業した土地が住宅に転化しないで引き続きものづくりのための事業に継承していくといったことを狙いとするものでございます。

2つ目が、4ページ右側なのですが「廃業する企業の機械設備を譲り受け、引き続き活用する場合に、当該設備に係る減価償却資産の損金算入の特例を設ける」というものでございます。

これは租税特別措置法なのですが、取得価格の30万円、合計で300万円までを損金算入ができる制度がございますが、これについて、取得価格30万円を超える部分についても適用していただけないかということでございます。

これによって、区内でのスムーズな事業承継を促進する施策となり得るのではないかと考えております。

2点目の御提案でございます。5ページ目、現在、東京スカイツリーが開業して、多くの観光客が集まって来ておりますけれども、観光、商業を進めていく上で、スカイツリーから区内のいろいろなところに回遊してもらう仕組みづくりが課題、我々のテーマとしてございます。現状はどうかということになると、最近は魅力ある個店が徐々に生まれてきており、スカイツリーの周辺で何かをやろうとか、そういったことが起こっているのですが、本区としては、これらをもっと点ではなく線にしていこうと考えております。

このために、6ページ、右のページの写真がございますけれども、我々は回遊性を高めるために、錦糸町駅からスカイツリーまで1本のきれいに見える通りがございまして、これをタワービュー通りと設定して、電柱の地中化、歩道の整備、バリアフリー化を進めています。写真のような整備を今、進めているところでございます。

ところが、そういうところに個店が集積しないと歩く人も楽しくないということで、現在、墨田区の取り組みとして、5ページ目にございますが、既存の個店に対する支援として各種の融資制度、特に創業支援に力を入れた融資制度などを設けているのと、道路の整備として、先ほどお見せしたような、スカイツリー周辺の主要道路をまち歩き観光の楽しめるような回遊ルートとして整備を進めております。

また、現在、外から参入する個店に対する支援として、新規の店舗も含めた魅力ある個店づくり整備の促進を検討しております。具体的には、看板や壁面、ショーウィンドー等の外装などに対する直接支援等も考えております。

そういうことで、6ページ、墨田区の提案といたしまして、こういう個店集積を促すために、店舗の新規開設者へのインセンティブ付与として、以下のような税制優遇を提案したいと考えております。

その内容としては、個店を新たに開設するための固定資産を取得した場合に、当該資産にかかる固定資産税の額を一定期間減額する仕組み、また、そういう場合に個店を新たに開設する場合に事業税の額を一定期間減額する仕組みができるだうかという、この2点でございます。

これによって、期待される効果としては、新たな商店街の形成、区内産業の活性化、回遊性の向上が期待できるということでございます。

最後の3点目の御提案でございます。7ページ「観光振興に向けた『旅客不定期航路事業における禁止行為の緩和』」でございます。

陸の上だけではなく、水辺を活用した回遊性の向上についても我々は進めておりまして「国際観光都市すみだ」の推進とあわせて、観光舟運ニーズへの対応といったものについ

て、さまざまな手立てを行っているのですが、現状で、例えば旅客不定期航路事業、旅客定員が13名以上の場合に、チャーター便などの場合に限り、2点間運行が認められております。そういったチャーター便の場合には、乗り合い船ではないために、現地で乗客を募集できないために、なかなか舟運の事業者が観光客のニーズを十分につかみとれない状況にあります。

こういった課題がありまして、その辺を解決するための仕組みづくりとして、8ページ「墨田区の提案内容」として、旅客不定期航路事業に対して、13名以上の定員の船に対して、発着地点同一だけではなく、2点間の運航ができるように海上運送法第21条の2の規定に「国家戦略特別区域内における事業者が運行する起点と終点が一致しない航路」を追加していただきたいという御提案でございます。

これによって、事業者が参入するという効果が見込めます。隅田川や江東内部河川を活用した水上交通網の充実が期待できる。そして、水辺のにぎわい創出と回遊性が向上し、特に、これから東京オリンピックは多くの外国人観光客の来客が見込めるということで、こういう東京の下町エリアでの外国人観光客の勧誘なども進められると考えております。

以上が私どもの提案でございます。

○原委員 どうもありがとうございました。

最後の不定期航路は、総合特区では認められている仕組みですね。総合特区のエリアには墨田区さんが入っていない。多分エリアの拡大で解決できるからいいですね。

○宇野参事官 はい。おっしゃるとおりです。

○原委員 それから、固定資産税のところは、教えていただきたいのは、固定資産税の減免は自治体でされているケースがあると思いますが、どこまでできて、どこまで法律でできなくなっているのですか。

○高野室長 これは、東京都の制度として、現在、居住の用に供する家屋、その一部を居住の用に供する家屋、いわゆる住宅に使う家屋の場合に、固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。要するに、7割減額になるわけですね。

さらに、住宅用地で面積が200平方メートル以下であるものについては、6分の1に減額するという制度なのです。

ところが、事業用地については、この制度の適用がございません。

○原委員 なので、東京都さんで減免しようとしたときに、ほかの特定の人たちについての地方税の減免を自治体さんでされるケースがございますね。これは東京都さんで固定資産税について、今のようなケースでの減額がどの程度できることになるのですか。

○高野室長 23区の固定資産税の課税は東京都がやっておりますので。

○原委員 それは存じ上げているのですけれども、要するに、国がやるべきことなのか、東京都がやるべきことなのかというときに。

○高野室長 それは、どちらかというと東京都さんの裁量ということになろうかなと思います。

○原委員 御存じの範囲で教えていただければと思いますが、幾つか地方税についての御提案をいただきて、事業用地についても減免をするということ、もう一つ、6ページに書かれている、個店を新たに開設した場合について、一定期間減額する。特に事業税の一定期間の減免などというのは、恐らく自治体さんでやれる。東京都でやろうとすればできるということですね。

○高野室長 はい。

○原委員 一方で、住宅地以外についての特例ができるのかどうかというと、住宅用地についての標準の特例というのは、地方税法で法律上基準が定められているわけですね。

○高野室長 はい。

○原委員 定められていないものについて、東京都さんで事業用地についても同様に適用しますというのは、やろうとすればできるのですか。

○高野室長 それはできるだらうと我々は理解しております。

○原委員 わかりました。

そうすると、実現しようとすると、まず、国家戦略特区のエリアに入られると。

○高野室長 それがまず第一です。

○原委員 その上で、区域会議の場などで国と自治体と民間とで入って運営していくという会議体がありますけれども、例えばそういう場合で、都と区との間での議論をしていただくということでございましょうか。

○高野室長 はい。

○原委員 わかりました。

それから、あと、恐らく自治体レベルでやって、東京都さんのレベルで解決できることであれば、解決していかれるという可能性があるのだろうと思いますし、中小企業政策としてもこの事業承継の話はずっと取り組まれている問題だと思います。そういう中で、こういう議論はされていることはありますか。

○高野室長 もちろん、区の産業振興政策としてやれることはあります。それ以外にさらに促進するために、さらなる手立てはないかということで、さまざまな検討の中で、今回、御提案させていただいております。

○原委員 わかりました。どうもありがとうございました。

事務局、何か。よろしいですか。

○松藤参事官 税の特例は墨田区さんだけがやるべきという御提案なのか、都内全域とどちらでしょうか。

○高野室長 これはあくまでも墨田区をエリアとしてということでございます。

○松藤参事官 都税が墨田区だけ特別な課税標準を設けるべきと。

○高野室長 それはまた東京都さんと協議といいますか、調整が必要かなとは考えております。

○岩瀬課長 このような形の中小零細企業というか、製造業が集積しているのは、23区の

中でも限られた地域です。

○高野室長――

例えば千代田区はこういう課題はほとんどあり得ないわけですけれども、例えば大田区だとか墨田区だとか、特定の製造業が多いところが出てくるのかなと思います。

○高野室長 地域内で事業承継をしていくみたいな発想と仕組みを考えているのは、おそらく私どもの区だけです。

○松藤参事官 どちらかによっては法律改正から違うだろうなと思いました。

○原委員 では、どうもありがとうございました。